

議案第 37 号

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 20 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

退職手当の支給割合及び調整額を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の退職手当に関する条例（昭和30年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「130」を「120」に改め、同項第3号中「30年」を「20年」に改め、同項第5号中「50」を「40」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「150」を「140」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の
150

第3条第2項中「45」を「43」に改める。

第7条の2第1項各号列記以外の部分中「1,075円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職する者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。